

うるま市立学校給食センター業者登録に関する遵守事項

本市における給食センターは、共同調理場 4 施設・単独調理場 1 施設で、うるま市内小・中学校 28 校及び認定こども園 2 園へ学校給食を提供しています。

食材原料の安全管理及び温度管理、配送並びに事故品に対する措置など、生産から流通、供給に食の安全を遵守し衛生管理に優れた業者であることを条件とし、「うるま市立学校給食センター会計規程第 12 条及び第 13 条」に基づき、次の心得を納入者が遵守することを前提として取引を行います。

(業者の登録)

第 12 条 物資を納入しようとする業者（沖縄県学校給食会並びに学校給食用米飯、パン、ミルク及び麺委託加工業者を除く。）は、学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第 11 号）及び業者登録票（様式第 11 号の 2）より登録するもの（以下「登録業者」という。）とする。

(物資の購入及び支払い)

第 13 条 すべての給食費会計に係る物資の購入に当たっては、登録業者から学校給食物資見積書を提出させて行うものとし、給食物資の発注は、注文書で行うものとする。

2 物資の支払いについては、当月分を翌月末日までに支払うものとする。

1 申請書類の審査に基づき、登録された業者から物資を選定し購入します。登録においては、**毎月の取引を保障するものではなく、給食物資の安全供給ができるか否かを評価するための審査です。**

- (1) 継続登録する業者は、書類審査により登録を更新すること。
- (2) 継続登録であっても、必要に応じて所在地確認・商品・物資管理状況・衛生管理状況等を視察し、改善要求があった場合は、改善箇所の確認後に取引を継続する。
- (3) 新規登録する業者は、書類審査及び所在地を確認の上、必要に応じて商品・物資管理状況・衛生管理状況等の視察（所長・栄養士等）を受け、改善要求があった場合は、改善箇所の確認後に登録する。
- (4) 新規登録は隨時行い、審査終了後に登録業者として追加する。
- (5) 登録は、2ヶ年毎に更新する。
- (6) 登録期間内に保健所長発行の営業許可証の**有効期間が過ぎた場合は、新しいものを提出すること。**
- (7) 会社の名称・代表者・代表者印・会社印・住所・振込銀行口座等に変更があった場合は、速やかに文書にて報告すること。

2 給食物資の購入は、**登録業者から納品する月の前月 10 日までに各調理場へ見積書を提出し、栄養士により選考発注を行う。**

- (1) 見積書の選考については、同品質・同価格の場合は、市内業者を優先する。
- (2) 発注した物資に著しく品質の劣化・価格差額が生じた場合は、物資の返品又は発注の取消を行い、同等品の納品を行うこと。

- (4) 給食物資の安全供給を確保するため、処理能力・取引可能な分の発注・受注をすること。
 - (5) 基本的に給食物資は当日納品です。栄養士の指示する期日、時刻及び場所に納品すること。
 - (6) 天候不良や学校行事、感染症等対策による休校等、急な変更が生じる場合は、栄養士の指示のもと対応すること。
 - (7) 給食物資の請求は、当月分を**翌月10日までに**、給食センター指定の請求書を提出すること。
- 3 食品衛生に万全の注意を払い、新鮮で品質規格が優れたものを迅速かつ的確に納入すること。
- (1) 製造加工業者については、食品管理衛生上必要な設備・施設、温度管理が完備していること。
 - (2) 従業員の健康管理に留意し、製造加工業者にあっては、従業員に定期的に検便を受検させ、納入前月又は納入月の検査結果を提出すること。
 - (3) 物資納入時は、従業員に白衣・帽子を着用すること。
 - (4) 給食センターから依頼があった場合は、見積書又は給食物資の原料配合内容及び栄養分析表、又は理化学検査等の提出をすること。
 - (5) 製造加工場または、食品貯蔵庫等への立ち入り視察ができること。